

## 令和6年度保護林モニタリング調査箇所について

重永カヤ等遺伝資源希少個体群保護林 プロット No.2 調査困難と判断した理由

・プロット No. 2 周辺については、過年度調査地付近の地形が斜面崩壊等によって大幅に変わり沢が新たに生じていたことに加え、プロット周辺が崖地となっており過年度と同じルートを使用するのアクセスが困難であった（写真1、写真2）。

・ナンバーテープが付与された立木も全く見当たらず、指標となるプロット内で過年度生育が確認されていた胸高直径 102.2cm のケヤキ大径木も発見できなかった。

・沢下流側からのアクセスを試みたが、滝になっている箇所が複数あり、兩岸も急傾斜地で危険な箇所が多く、到達困難であった（図1）。

・アクセス可能な箇所にて新たな代替プロットの設定も検討し踏査したが、プロット No. 1 付近しか安全にプロットを設定可能な箇所はなく代替プロットを設定しての調査も不可であった。

・写真2付近にて大径木が2

本生育していたが、この2本のみで保護林の評価は困難と考えられた。また、プロット中心を沢部に設定する他なく、沢部のためプロットが流出する恐れがあることに加え、周辺は斜面崩壊が進んでいることから、次回調査以降も継続しての調査は困難であると判断した。

したがって、この1地点は今年度到達及び調査困難と判断した。



写真1 プロット No. 2（平成30年度撮影）



写真2 プロット No. 2 下流側にて（令和6年度撮影）  
※プロット No. 2 へのアクセス不可だったため撮影箇所は平成30年度と同一地点ではない

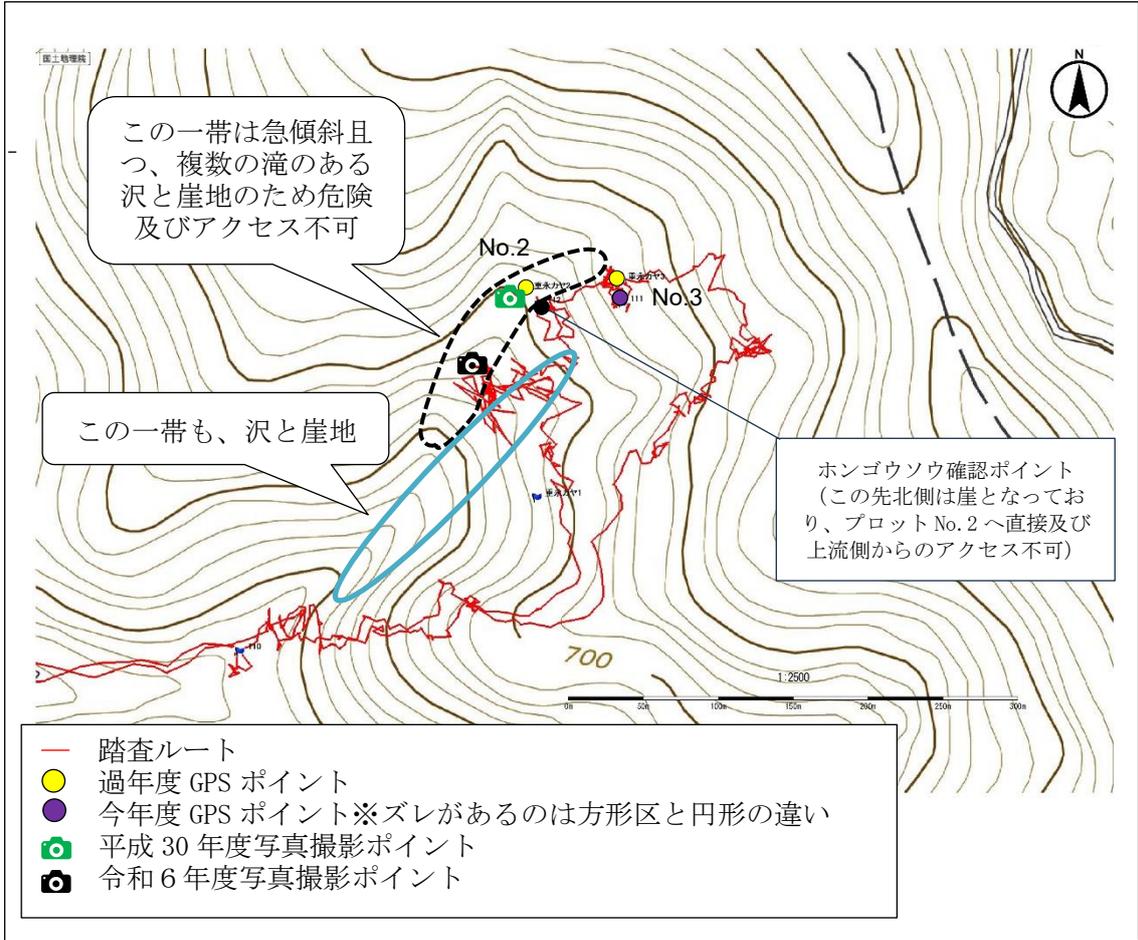


図 1